

日・EU ビジネスラウンドテーブルから
日・EU 首脳への提言

2010年4月19～20日 於東京

ワーキング・パーティーA

貿易・投資と規制における協力

ワーキング・パーティー・リーダー

欧州ビジネス協会
トミー・クルバーク会長

日産自動車(株)
川口 均常務

ビジネス・ヨーロッパ
フィリップ・デュバック専務理事

地球産業文化研究所
福川 伸次顧問

目次

日・EU 両政府に対する共同提言	3
A-EJ-1 日本・EU関係の強化	3
A-EJ-2 保護主義と闘うための WTOドーハ開発アジェンダへの支持	3
A-EJ-3 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化.....	4
A-EJ-4 事業展開の支援	5
A-EJ-5 CO2削減のためのインテグレートド・アプローチ.....	6
A-EJ-6 ベター・レギュレーションの徹底	6
日本側メンバーから EU 政府に対する提言.....	7
A-E-1 EU の会社法政策	7
A-E-2 在欧邦人	7
A-E-3 共同体特許及び特許審査ハイウェイ	7
A-E-4 模造品・海賊版・密輸品対策	8
A-E-5 EU 経済の競争力強化	8
EU側メンバーから日本政府に対する提言	12
A-J-1 基準・製品認証の整合化と相互承認;可能な限りの国際基準受け入れ.....	12
A-J-2 サービス分野における自由で開かれた競争の確保.....	14
A-J-3 外国直接投資の促進	15
A-J-4 政府調達	16
A-J-5 航空・宇宙・防衛分野における日・EU の協力促進.....	16

日・EU 両政府に対する提言

A-EJ-1 日・EU関係の強化(共同提言)

日・EU 合わせて、世界の国内総生産(GDP)の 44%を占め、世界貿易額の 23%を占めている。それにもかかわらず、EU の対日輸出額は日本の GDP の 2%にも満たない。これは EU の他の貿易相手国と比べて、非常に低い数字である。日・EU 間の貿易には、明らかにかなり大きな成長の可能性がある。

現行 10 ヶ年行動計画では、日欧規制改革対話のように、両者の事業環境を改善し二国間貿易を発展させることを目的とする強制力を持たないプログラムがあるが、全く成果が上がっていない。貿易・投資の大きな成長の機会がいまも利用されていない。

「コペンハーゲン・エコノミクス」による調査結果をまとめた、2009 年 11 月の報告書「日・EU の貿易・投資の障壁評価」では、以下のように評価している。

「日・EU 経済関係強化のための努力が必要である。両者の貿易・投資を活性化するための二国間合意を取り付けることも 1 つの方法である。それによって日・EU の消費者が恩恵を受けられる、と我々は分析している。」

バランスのとれた二国間通商協定によって、閉ざされていた成長の可能性の扉が開かれ、EU の対日輸出は 70%、日本の対 EU 輸出は 60%伸びる可能性がある、と報告書は結論づけている。

2009 年のビジネス・ラウンドテーブル(BRT)において、ワーキング・パーティーAは、2009 年 5 月 8 日プラハで開催された日・EUサミットで採択された共同宣言を支持した。共同宣言は、「**両者の経済関係の可能性を最大限に引き出すことを目指して、両経済の統合を強化すること**」を目指している。また、日・EUが関心を向ける諸問題に照準を合わせることで、双方にとってメリットのある状況を作りだすよう、両者の当局に要請している。

ワーキング・パーティーは、両国の当局に対して、この目標を踏まえて大胆に踏み出し、日欧間の貿易・投資の野心的な拡大を促進する為に、適切な条件が満たされた日・EU両政府が合意次第早急に、バランスの取れた双方に有益な二国間協定の交渉を開始することを提言する。貿易・投資を阻む障壁を撤廃することを目指して、規制プロセスの調和、製品基準・認証の相互受け入れ、競争ルール、サービス、調達など、幅広い通商問題に取り組むべきである。

A-EJ-2 保護主義と闘うためのWTOドーハ開発アジェンダへの支持 (共同提言)

ここ半年の間に世界経済の見通しは大幅に改善したが、日・EU企業は世界貿易・投資市場において、いまま苦境に立たされている。全世界の国内総生産(GDP)は今年、約4%の伸びが見込まれている。世界貿易は2009年12.3%落ち込んだ後、今年は5%以上の増加が見込まれている。先進国の回復のもたつきで世界需要は低迷するなか、競争が激化することが予想される。今回の危機に対応するために、保護主義の波が押し寄せるといふ最も悲観的な予測は、今のところ現実のものとはなっていないものの、多くの政府は規制の大幅強化に乗り出している。景気刺激策・安定策は必要ではあるが、結果的に政府の経済への関与を深めた。そのため国境の影に隠れた規制障壁の重要性が増している。保護主義の高まりで、危機が長引き、成長を阻害することをBRTは深く懸念している。

このような背景から、世界貿易機関(WTO)は、国際市場の閉鎖性を防ぎ、投資・市場アクセス・労働者の移動に新たな制限を導入する動きを積極的に予防する役割を、今後も担っていかなければならない。さらにWTOは、加盟各国の施策がなぜ必要か、またWTO法規に準拠しているかについて、他の加盟国に対する説明を求めることで、その立場を強固なものにしていかなければならない。そうすれば、保護主義的な政策が広がるリスクを軽減できる。不利益をもたらす保護主義的傾向に対抗する具体的な方法を提供することによって、世界貿易体制への企業の信頼を取り戻すこともできる。また貿易関連知的所有権(TRIPS)などのWTOの主要原則を順守しようという姿勢が、揺らいでいるならば、WTOがそれに強力に対処することが重要である。

ワーキング・パーティーは、野心的でバランスのとれたドーハ・ラウンドでの合意こそ、世界経済に貿易自由化をもたらす最善の方法だと、いまま確信している。欧州委員会と日本政府は、今年末までに、全ての主要国の参加によるこの野心的な交渉を終結させるべく協力し、最大限の努力をすべきである。

現在の非農業産品市場アクセス(NAMA)の基本合意案(モダリティ)に基づいて、非農業産品(例えば、電気・電子製品、産業機械など)、貿易と環境(例えば、再生可能なエネルギー、省エネルギー製品など)、サービス分野における分野別合意を、野心的なドーハ・ラウンドの成果の1つとすべきである。ブラジル、インド、中国などの主要な新興市場は、各国の経済的・政治的影響力相応の貢献をし、分野別合意に参画する強い覚悟を示さなければならない。米国のより真剣な関与も、交渉を成功に導くために不可欠である。

ドーハ・ラウンドが難航することを勘案して、日・EUは、WTOの枠組み内で並行して行動を起こすことを検討すべきである。一括受諾方式を崩すことなく、また現段階で先行実施(アーリーハーベスト)を示唆することなく、まずは貿易円滑化パッケージのような、モダリティ合意に先行して広く支持されている交渉要素から実施に移すことも一つの方策であろう。野心的で拘束力のある貿易円滑化協定は、先進国と途上国の貿易円滑化や輸出入業者のコスト削減に大いに役立つだろう。

A-EJ-3 新グローバルスタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化(共同提言)

1. ワーキング・パーティーは、両政府に対して、国際的な製品基準をできるかぎり採用するように要請する。また建材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品などの分野での類似あるいは同等の製品基準で認証された製品を、互いに承認するように要請する。
2. ワーキング・パーティーは、国際的に特許制度を調和させること、特許制度を合理化することの重要性を認識している。その実現は、技術革新の促進、コスト削減、法律的な確実性を高めることにつながる。日・EUの関係当局は、この取り組みで主導的な役割を果たすべきである。
3. 我々はまた、世界的な広がりを見せる模造品・海賊版の取り締まりを、日・EU関係当局が強化し、知的財産権(IPR)保護のための世界共通の法的枠組みを新たに構築すべく、緊密に協力すべきだと考える。これに関して我々は、現在行われている「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)」の交渉を支援している。日・EU関係当局に対して、速やかな合意形成を目指し、積極的にリーダーシップをとるように要請する。
4. 日・EU両政府は、省エネルギーとそれに関連したラベル表示規則、炭素排出量(削減)計画については、これらの企業や社会全体にとっての重要性を鑑みて、制度の調和に向けて努力すべきである。
5. 日・EU両政府は、税関内における規則について協力すべきである。協力体制が敷かれれば、日本で認定事業者(AEO)の資格を得た事業者は、EUでも追加手続きなしに認定され、EUで認定された事業者も同様に日本で認められるようになる。

A-EJ-4 事業展開の支援(共同提言)

1. 社会保険料(保険料の二重払いをなくす)

2007年日本、ベルギー、フランスの間で協定が締結されたのに続き、日本とオランダ、チェコ共和国の間でも社会保障協定が発効し、日本とスペイン、イタリアとアイルランドの間でも協定が調印されたことを、ワーキング・パーティーは歓迎する。

さらに日本とハンガリーの間でも交渉が進んでいるほか、日本とルクセンブルグ、スウェーデン間の交渉も準備段階にある。日本とEU加盟各国は、社会保障協定のネットワークの拡大のためにさらに努力すべきである。さらに暫定措置として、受入国による片務的な年金掛け金の免除、あるいは帰国時の年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。

2. 企業内転勤者(ICT)の円滑・迅速な移動

- 1) 日・EUの関係当局は、企業内転勤者(ICT)の移動のより幅広い自由化を実現すべきである。自由化は以下の仕組みにより達成することができる。

- 海外赴任者を送り出す企業と受入国の間で交わす枠組み協定で、赴任者数の上限を規定する。合意された上限の範囲内であれば、本社は個別の労働許可を追加取得することなく、自由にICTを赴任させることができる。

- 本社が、子会社もしくは支社が業務を行っているEU加盟国数カ国との間でこのような協定を結べば、それらの国の間でのICTの移動は自由で、合意された上限が守られている限り、新たな労働許可の取得は免除される。

2) 日本政府は、ビザを保有する外国人に、あらためて再入国許可申請を義務づけるシステムを廃止すべきである。ビザが発給された段階で、その国を自由に出国、再入国することは自動的に許可される。日本が着手した移民管理法の見直し作業を歓迎する。改正法が国会で成立し次第速やかに施行するよう、日本政府に強く要請する。

3. 個人情報保護制度

個々の企業にとって個人情報保護の究極の目的は、信頼できる費用効果の高い個人情報保護システムを、企業グループレベルで導入・実施し、グループ内での国境を越えた自由な情報の流れを確保することだとワーキング・パーティーは考える。その目的達成のためには、各国の法制度がばらばらな要件を課してその実現を妨げるのではなく、むしろそれを推進するような法制度が求められる。

日・EU間でそのようなビジネス環境を実現するため、日本政府は、EUの個人情報保護指令Directive 95/46/EC第 25(6)条に基づいて、個人情報保護の一定の水準を確保する手続きに着手するよう、欧州委員会に要請すべきである。

この手続きと並行して、企業が信頼できる費用効果の高い個人情報保護システムを、企業グループレベルで導入・実施し、グループ内での国境を越えた自由な情報の流れを確保できるような国際的な枠組み構築に向けて、日本とEU両政府は対話を開始すべきである。

A-EJ-5 CO2削減のためのインテグレートド・アプローチ (共同提言)

日本もEUも、自動車からのCO2排出削減に向けて、野心的な目標を採用している。エンジン性能の向上に加えて、道路システムや交通の流れの改善、燃料品質向上、ドライバーへの環境に配慮した運転教育、燃費効率のよい車への政府による買い換え奨励策などの対策も重要である。自動車産業、燃料部門、政策担当者やドライバーなど、関係各方面のCO2削減努力を結集させるインテグレートド・アプローチが、目標達成のために最もバランスのとれた現実的な方法である。ワーキングパーティーAはこのアプローチを支持する。

A-EJ-6 ベターレギュレーションの徹底 (共同提言)

既存の規制を見直す場合でも、新たな規制を制定する場合でも、経済や産業の競争力を維持し、強化するという観点から、関係当局が検討することが極めて重要である。利害関係者との協議(Stakeholder Consultations)や影響評価(Impact Assessment)等の所定の手続きは適切に履行されなければならない。また、そうした規制に対応するための負担を社会全体で担うインテグレートド・アプローチ(Integrated Approach)も極めて重要である。BRTは、こうしたベターレギュレーションに向けた欧州委員会の取り組みを支持しており、日本政府にも同様のアプローチをとることを強く求める。

日本側メンバーから EU 政府に対する提言

A-E-1 EU の会社法政策

欧州委員会は、2008年6月、欧州非公開会社法に関する理事会規制の制定を提案した。提案によると、規制は2010年7月1日から適用される。欧州委員会は遅滞なくこれを採用すべきである。欧州非公開会社法は以下の点を実現すべきである。

- 多くの人によってわかりやすく、制定が用意で、運用コストが安い
- 創立者と株主がその活動に最も適したやり方で組織ができるような、十分な柔軟性がある
- EU 全域で可能な限り共通

A-E-2 在欧邦人

1. 欧州委員会は、企業内転勤者(ICT)によるEU域内への入国、一時滞在、居住を規制するための共通の手続きを制定する指令案を、2009年に提出する予定であると発表した。指令案には以下の点が含まれるべきである。

- 1) ICT が赴任した後、労働滞在許可もしくは自営業を営むための滞在許可を申請することを認める規定
- 2) EU 域内での自由な移動に関する規定
- 3) ICT の配偶者に当該国到着時に、許可を受けた ICT 本人と同一もしくは同様の権利を自動的に付与する規定

同化措置の ICT への適用は任意とすべきである。

2. 長期滞在者のステータスに関する指令 2003/109/ECの加盟国導入は、期限を迎えてから3年以上経過している。同指令で義務づけられている第1回報告の期限は2011年1月23日である。各加盟国における実施状況について、欧州委員会からの報告を期待する。
3. 長期滞在者のステータスに関する指令 2003/109/ECは、英国、アイルランド、デンマークには適用されない。したがって、EU圏で日本人人口が最も多い英国に滞在する日本人も、この指令の恩恵を受けることができない。日本の長期居住者が指令の恩恵を受けられるように、英国政府は行動を起こすべきである。

A-E-3 共同体特許及び特許審査ハイウェイ

1. 我々は、EU 及びその加盟国が出来る限り早期に共同体特許を採択し実施するよう求めたい。
2. 特許審査ハイウェイ (PPH) は、それに参加する各国の特許庁による特許審査を簡素化し、その質を向上させることを目的としている。その目的を達成するために、他の特許庁での審査結果を利用、共有化している。したがって、PPH は審査の迅速化、質の向上につながるため、特許出願人に非常に有益である。日・EU の出願人の利益のためにも、まだ参加していない EU 加盟国特許庁や欧州特許庁 (EPO) に、特許審査ハイウェイ (PPH) への参加を求めたい。EPO では、2010 年 1 月から PPH の試行を開始した。

A-E-4 模造品・海賊版・密輸品対策

EU 加盟国が域内・域外における模造品・海賊版・密輸品をより強力に取り締まるために、執行指令の修正提案などを、必要な追加的な措置を EU に求めたい。知的財産権侵害が疑われる物品に対する税関の行動及び、同権利の侵害が確定した物品への対策を規定した理事会規則 Council Regulation (EC) No. 1383/2003 (2003 年 7 月 22 日付) の実施を、EU に強く要請する。加盟国のうちまだ数カ国が、現時点で実施していない。それらの国の関税当局は密輸品の禁止に二の足を踏んでいるようである。全ての EU 加盟国がこの規則を実行に移すべきである。

要員や資金などが不足しているために、EU 諸国の税関を通過する物品のうち、当局が検査をしているのはごく一部である。その結果、模造品の大半が税関をかいくぐってしまう。真正品を扱うメーカーや輸入業者に一層の協力を求め、より充実した製品情報を提供してもらったり、現場で検査官の訓練をするなどして、関税当局は検査の効率化と検査率向上に努めるべきである。

真正品の輸入業者は模造品の保管・輸送・破壊に必要な多額のコストを支払わなければならない。その結果、模造品対策を放棄してしまう企業も出る可能性がある。その一方で模造品は、健康上・安全上の問題を次々と引き起こしている。さらに税関で押収された模造品は、加盟国が破壊するよう義務づけられており、それによって EU 市場への流入を防いでいる。加盟国を通じて、EU は資金面の支援と無償での支援を導入すべきである。

A-E-5 EU 経済の競争力強化

1. 欧州 2020

我々は、賢い成長、持続可能な成長、包摂的成長を唱えた成長戦略「欧州 2020」を歓迎する。

- EU における成長基盤が単一市場であることは、我々も賛同する。EU は、残された障害を除去するためにさらに努力し、真に機能する単一市場を実現すべきである。
- 我々は、欧州委員会が対日関係の深化を目指すと言及したことを歓迎する。日・EU などの成熟した経済は、この点で共通の価値観と課題を持っている。本質的に両者はお互いにとって重要な戦略的パートナーである。

- 規制環境の国際的調和と世界貿易・投資の成長が、欧州 2020 の目標実現のカギとなることを認識すべきである。
- このほど署名された科学技術協力協定や日・EU 相互協力が、協力を深める原動力であるべきである。

2. オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課せられる高関税の是正

EU は、産業界の一部セクターの関税を高く維持することによって、そのセクターを保護している。たとえば、オーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車には 10% の関税を課している。ところがこれらのセクターで EU は、世界の主導的立場にあり、必要なのは保護よりもむしろ、競争を活性化するための刺激策である。このようなセクターの保護は、その国際競争力の向上にはつながらない。しかも、これらの製品の域内のユーザーや顧客だけが、不当に高い価格を支払わされている。欧州委員会と加盟国は、こうした高関税の撤廃もしくは大幅引き下げを行うべきである。

3. 関税分類

関税分類は「統一システム条約」(Harmonized System Convention)の規則に従って行われなければならない、と我々は理解している。しかし現行規則では、IT 製品と非 IT 製品の技術的な収れんが起きている電気・電子製品の明確な分類方法が示されていないことも事実であると考えられる。こうした現状ゆえ、解釈と分類がこれまでになく難解で複雑になっている。その結果、企業にとっての透明性、予見性、迅速性が損なわれている。企業の抱えるこうした懸念や困難さを認識し、IT 製品輸入に関わる予見性を高め、透明性を改善することが、EU には求められている。この状況の改善が ICT 情報通信技術産業の発展に寄与するはずである。

4. 税制

4.1 共通連結法人税課税基礎

欧州委員会は、EU 共通連結法人税課税基礎(CCCTB)の提案書を、欧州理事会と欧州議会に年内に提出すべきである。EU 経済の競争力を高めるため、提案書には以下の点を含めるべきである。

- CCCTB を形成する企業グループ内では、グッドウィル（営業権）に関わる未実現利益を非課税とする。
- CCCTB を形成する企業グループ内では、アームズレングスの原則を適用しない。
- CCCTB を形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

4.2 合併に関する指令

合併に関する指令(90/434/EEC)が対象とする範囲を、再編による不動産その他無形資産の移転も含まれるように拡大すべきである。さらに株式保有義務期間は撤廃すべきである。

4.3 EU 移転価格文書化(EU TPD)

EU 移転価格文書化(EU TPD)順守を促す十分なインセンティブを与えるために、企業が EU TPD を誠実に作成しかつ期限内に提出した場合には罰金を免除することを、EU と EU 加盟国は約束すべきである。(罰金には、文書作成上の義務不履行に関わるもの、移転価格調整に関わるもの、調整に関わる金利への罰金などがある。)

EU とその加盟国は、誠実な企業と脱税をもくろむ企業を同等に扱うべきではない。EU TPD が誠実に作成された場合にも罰金を賦課すると、罰金を免れようとして企業が人為的に転移価格を設定し、単一市場に望ましくない歪みが生じる場合があるからである。

5. 競争政策

競争法違反の罰金の額を設定するに当たってはガイドラインが定められている。罰金額の決定方法を明確することを求める。それによって、企業が不必要に萎縮することを抑制し、さらには「リスボン戦略」を達成することを期待する。

6. 欧州化学品規制(REACH)

欧州化学品規制(REACH)は、2007年6月から施行されている。REACH が発効してから、企業や一般に向けた REACH 関連情報提供など、業務の多くが欧州化学物質庁(ECHA)に移管された。途上国で本規制が順守できるように、EU 政府が教育や REACH やキャパシティ・ビルディングのための対策をさらに講じるよう、我々は提言する。我々はまた、本規制への対応に関するサプライチェーンに途上国が含まれている場合は、一定のリードタイムや猶予期間の設定を検討するよう、EU 政府に要請する。

欧州化学品規制(REACH)に関する通知は、2011年6月から開始する。この規則を順守するために、我々はできる限りの努力をしている。REACH を足並み揃えて実施できるようにするために、EU に取りまとめ役を要請する。特に通知に関しては、現在作成中の ECHA のガイダンス文書に従ってほしい。

7. 消費者保護

EU では、消費者向け家庭用品の保証について統一された考え方があるが、加盟国の間ではその実施状況に、かなりのばらつきがある。それはスカンジナビア諸国で顕著である。保証についての規制をさらに調和させることで、スケールメリットが働き、消費者に恩恵をもたらすことができるだろう。

コンシューマー・アキ(Consumer Acquis)(以下4つの消費者保護関連の現行指令を指す(i)消費者製品の販売と保証(99/44/EC), (ii)不当な契約条件(93/13/EC), (iii)通信販売(97/7/EC) (iv)訪問販売(85/577/EC))は、消費者の権利に関する指令 (Consumer Rights Directive) の枠組みで施行されている。

新たな指令では、以下の問題を配慮すべきである。

- 保証は2年に限定すべきである。
- 欠陥品を新品と交換するか、修理するかの決定は、消費者ではなく取扱業者が行うべきである。
- 保証期間内であっても、購入から6ヵ月以上経った商品については、購入した時点で欠陥があったことを証明する義務は、消費者にある。

(ア) 環境・社会・ガバナンス(ESG)情報開示

CSR（企業の社会的責任）についての欧州委員会の方向性を、我々は支持する。たとえば、欧州委員会はこのほど、環境・社会・ガバナンス(ESG)情報公開について利害関係者間の対話促進を通じて透明性を高めた。それについても賛同する。

一方で我々が懸念しているのは、異なる規模、異なる事業セクター、異なる組織構造の企業に対して、たった1種類の主要業績指標に沿って定量化・報告することを義務づける可能性がある点である。価値の創造を駆り立てるものは、企業によって異なり、1種類のパラメータだけで表すことは、ほとんど不可能に近い。

以上を踏まえて、欧州委員会に以下の提言をする。

- ESG 情報開示については、型にはまらない方法を構築する。
- グローバルな枠組みの中で EU 全体に適用できる方法を構築する。
- ESG 情報をどう読み取るかについて、投資家・アナリストを中心に、情報の受け手に教育訓練を行う。

EU側メンバーから日本政府に対する提言

A-J-1 基準・製品認証の整合化と相互承認; 可能な限りの国際基準の受け入れ

日本政府は、欧州規格(EN)や国際標準化機構(ISO)規格の受け入れや、CEマーク製品の輸入に消極的な態度を示しているが、それによって新しい製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。ワーキング・パーティーは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本、EU両政府に対し、製品の輸入、販売、使用の申請手続きに関する規則を相互承認することを要請する。そうならば一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも販売、使用することが可能になる。ワーキング・パーティーは、日本政府が以下の事項に特に重点を置くことを提言する。

1. **建設用製品** 日本政府はEUの関係当局と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)をすべて相互承認するよう努力すべきである。また、JAS/JIS規格の認定を求める外国検査機関の認定手続きを効率化すべきである。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を入れるだけでは、プロセスの効率化に十分に役立っていない。
2. **有機食品** 日本政府はEUの関係当局と協力して、有機食品のラベル表示を相互承認するよう努力すべきである。過剰な規制はすべて撤廃し、公正な競争の環境を作り出すことが、EUの良質な有機食品を日本の市場に受け入れる最も有効な方法となるだろう。EUの厳格な有機認証基準を承認し、さらなる認証や手続きなしにEU産の有機食品・有機加工食品を受け入れることは、日本にとって大きな利益となるだろう。
3. **化粧品** EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは日・EU間での原材料基準や認められる効能表現の違い、また日本特有の「医薬部外品」に関する承認手続きによるものである。ワーキング・パーティーが要請するのは、医薬部外品の承認に関する共通規則(認可原材料の開示、標準的な申請期間)、効能表現や広告に関する共通規則、使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、動物実験の代替案に関する共同基準、これらの確立である。
4. **鉄道** 日本の鉄道の3分の2はJR各社によって運営されており、残りの3分の1は80以上にのぼる私鉄各社によって運営されている。このことからJRの試験と承認基準が、鉄道資材を日本に輸出するうえでの事実上の要件となっている。EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、同様の試験を再び行うことが求められる。これによりEU製品のコストは上がり、日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU関係当局は協力して、鉄道資材に関してEU機関による試験データと認証は日本国内でも有効とする(またその逆も同様)仕組みを構築すべきである。
5. **医療機器** コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものになっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本当局からの追加的臨床試験の要求によって増加する。日本の行き過ぎた基準と規制要件は「デバイスラグ(医療機器導入の遅れ)」を生んでいる。日本の診療報酬システムもまた、最新の革新的医療機器を日本市場に導入しようとする意欲をくじく要因となっている。ワーキング・パー

ティは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と整合化する努力を強めていくよう要請する。特に、安全性能に関する基準と規制実施、製造販売承認、臨床試験、製造施設の現場監査に関して、相互承認を進めていくべきである。日本は、革新的な新製品をヘルスケアの国内市場に導入するのにかかる時間とコストを削減し、日本の規制を国際基準と一致させる必要がある。

日本政府には、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することが求められる。

- a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国臨床試験データの受け入れを進め、「医療機器の臨床試験の実施の基準 (Good Clinical Practice: GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System: QMS)」の要件を国際基準と整合化する。当面の対策としてワーキング・パーティーが両政府に提言するのは、ISO 14155:2003 (及びその後続修正基準) と日本の GCP は、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互受け入れ可能な基準であると公式に承認すること、そして、日本の責任当局 (医薬品医療機器総合機構(PMDA)または第三者試験機関) と EU の認証機関が実施した QMS 審査は原則として、どちらの市場で製造販売承認申請を行う場合にも、品質管理基準を満たしていることの証明に十分であると公式に認めることである。
 - b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議 (ICH) で定められたGCPの間の相違を解消する。
6. 動物用医薬品 EUですでに認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらなる厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、使用可能になるまでに遅れが生じている。こうした現状をふまえて、ワーキング・パーティーは以下のことを提言する。
- a) 日本政府は動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内規制を国際基準と完全に整合化するため、可能な限りのあらゆる手段を講じるべきである。
 - b) 日本、EU両政府は、動物用医薬品の市場承認を相互に認め合うよう努力すべきである。これにはまず、「医薬品製造管理および品質管理基準」(GMP)の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の整合化、国家検定の早期廃止、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。
7. 自動車 1998年、日本はアジアの国としては初めて「国連欧州経済委員会(UN-ECE) 1958年車両等の型式認定相互承認協定」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国でUN-ECE規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での試験を免除されると定めたものである。日本は現在、127のUN-ECE規制のうち40を採択している。日本政府には、UN-ECE規制の採択をさらに進め、相互承認がもたらす利益を拡大することでEUと日本双方の自動車輸出業者にかかる規制順守コストを削減することが求められる。

EU製の先進安全装置をより迅速に日本市場に導入するため、日本政府は、より透明性の高い手順と所定の工程を採択して、新しい技術指針作りを進めなくてはならない。また安

全装置のEUでの使用実績を考慮して、現在の技術指針を修正、あるいは遵守しなければならない。

8. 加工食品 加工食品に関しては、日・EU間の異なる基準と技術的要件、それに輸入に関わる厄介な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本で使用が認められている食品添加物の種類が限られており、日・EU間に統一の基準がないことも、コストの上昇をまねき、EU輸出業者が規模の効果を発揮することを妨げている。また日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めていないため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を押し進めることによってEU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。
 - a) 日付表示、ラベル表示、栄養基準について、日本の基準と国際基準の整合化をはかる。
 - b) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化する。
 - c) 食品添加物の適合評価の相互承認を実現させ、似かよった評価を繰り返すことによるコストを削減する。
9. ラベル表示に関する規則 「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。日本政府は、明確な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。杓子定規なラベル表示制度がEU企業に大きなコストをもたらす単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。日本に輸出される家具の寸法は、センチではなくミリで表示するよう定められている。メートル法を使用している他の国々ではセンチ表示が一般的であるという事実にかかわらずこのような規則が存在するのである。

A-J-2 サービス分野における自由で開かれた競争の確保

ワーキング・パーティーは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。特に、政府は以下の措置を講じるべきである。

1. 金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、ファイアウォール規制の緩和を十分に遂行して、金融グループが日本国内でも海外の場合と同様に、組織を編成できるようにすべきである。
2. 日本政府がどのような郵政改革についてどのような方針を取ろうとも、日本には世界貿易機関(WTO)のルールを遵守する義務があり、そのなかには「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)も含まれる。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことが必要である。特に、
 1. 簡易保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や保

険限度額引き上げなどを含む事業拡大には制限が必要である。また日本郵政は金融庁の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は「政府調達に関する協定」(GPA)の十分に範囲内である。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。

2. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、またそれらサービスにかかる費用の面で、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取締りに関しても、平等な対応がなされなければならない。

A-J-3 外国直接投資の促進

日本は世界第2位の経済大国でありながら、日本のGDPに対する対内外国直接投資額は、経済協力開発機構(OECD)加盟国のなかで最も低い水準にとどまっている。日本政府は外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を越える合併・再編によるキャピタルゲインに対しても課税繰り延べ制度が適用されるべきである。また日本政府は、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が、事前の通知と協議を伴わずに変更されることのないように保証すべきである。これに関連しワーキング・パーティーは、日本政府に対して、日本において支店形態で事業を行う外国企業に対する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように日本国内の規制と国際基準が似かよっている部門では、高水準の外国投資が行われている。逆に外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々で事業を行うよりずっと困難で、そのため、より大規模な事業を展開することなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模にとどまっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービスに適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資を拡大するうえで大きな役割を果たすであろう。

A-J-4 政府調達

日本政府は、政府調達市場への参入をより広く促すための取り組みを一層強めていかななくてはならない。日本の政府調達市場の80%以上が「政府調達に関する協定」(GPA)の適用外であるとの調査結果が示されている。この問題を解決する方法の一つは、一般競争入札の基準額を引き下げることである。現状では、500万SDR(訳注:邦貨換算額7億5,000万円)まで一般競争入札を免除されている事業部門もある。また輸送部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることも必要だろう。ワーキング・パーティーは日本政府に対し、すべての入札に関する窓口を一元化し、電子調達の導入も進めていくよう要請する。

A-J-5 航空・宇宙・防衛分野における日・EUの協力促進

歴史的な諸事情から生まれた慣行により、大型民間航空機（座席数 100 以上）調達の分野では、市場メカニズムに歪みが生じている。その結果、日本の航空会社の調達先はほぼ一納入業者に限られている。日本政府は現在、民間航空機開発の分野で日米の製造業者間の協力を支援しているが、同様の支援を日欧の協力プログラムに対しても行うことで公正な競争を促進すべきである。EU の航空機製造業者は、日本の製造業者にとって有益な技術、ノウハウ、生産管理技術を提供することができ、日本の製造業者は強みを存分に生かすことができる。これは日本、EU 双方の利益につながる。日本政府は、EU の納入業者から政府公用航空機を購入することで、複数の製造業者を調達先として持つことの利点を肯定的な実例として民間部門に示すべきである。

また、日本の航空宇宙・防衛産業は、時として EU 企業との協働に難色を示す場合がある。これは北米企業と長年にわたる関係を築いていることや、EU 航空宇宙部門に対する認識が低いことによる。EU の航空宇宙・防衛企業は、日本との新製品共同開発プログラムを検討する用意があり、そうしたプログラムの中で日本の航空宇宙・防衛企業に先進技術とノウハウを提供することに前向きである。日本の産業界が、こうした協力関係のなかで、生産能力と国際的競争力を高めていくことは、今後ますます重要になってくる。調達コスト削減の緊急の必要性や、現在日本で起きている、海外からの輸入禁止を定める非常に厳しい現行規則の再解釈を求める議論を見ても、それは明らかである。EU との共同開発が進めば、戦闘機などの日本の最終ユーザーは、コンフィギュレーション管理を行うことができるようになるだろう。現行の納入業者が採用している「ブラックボックス・アプローチ」ではそれが不可能である。搭載アビオニクス機器・電子機器など、すべての商用・軍事航空宇宙開発のなかで相当部分を占める分野においても、日本の電子機器産業界の生産能力の向上が期待できよう。

宇宙開発の分野での日・EU 間の協力は、その可能性の大きさにもかかわらず低調なものになっており、双方にとっての利益が無視されている。その最大の原因は、閣僚間や省庁間での宇宙開発に関する統一された管轄権が確立していないことにあるが、最近ではこうした欠陥を是正するための新組織が立ち上げられ、宇宙開発を管掌する宇宙開発担当大臣が統一された宇宙政策を立案中である。こうした機会を捉えて、関係当局は、日・EU 共同の政府・宇宙機関による重量物打ち上げミッションの相互バックアップを実行していくべきである。この打ち上げ計画に関しては、2003 年に合同作業グループがその実現可能性と利益を確認して以来、研究が続けられている。合同の政府衛星打ち上げ計画についても進展が望まれる。最後に、日本の宇宙用地上装置の国際的調達については、システム全体を除外しないよう求められる。